

タイ・会計税務ニュースレター

第1回

タイにおけるグローバルミニマム課税の現状

2023年9月

タイ政府は、経済協力開発機構(OECD)BEPS 第二の柱(以下、ピラー2とする。)に沿ったグローバルミニマム課税の導入を支援する措置を承認しました。

はじめに

タイは、OECD/G20 が導入する「BEPS(税源浸食と利益移転) 2.0」と呼ばれる国際税務措置を支持している135カ国以上の国の1つです。当初のBEPSプロジェクトでは、有害な租税慣行や租税条約濫用を含む15項目の行動項目が挙げられており、タイ政府は、多国間協定の実施を通じてこれに取り組んできました。BEPSの最新パッケージがピラー2です。ピラー2は、経済のデジタル化に伴う税務上の課題に対処することを目的とし、多国籍企業(MNEs)による軽課税国への利益移転を抑制し、各国で最低限の税負担を確保することを目指しています。

背景

- 第一の柱(以下、ピラー1とする。)

ピラー1は年間全世界売上高が200億ユーロ(約7,600億バーツ、約3兆円)超の多国籍企業(MNEs)に適用されます。多国籍企業(MNEs)が国・地域内で売上高に対する税引前利益の比率が10%を超えている場合、ピラー1では、その超過分を25%を上限に、多国籍企業(MNEs)が十分な関連性を有する他の国・地域に再配分します。

なお、ピラー1はタイにて閣議決定された措置に含まれていないため、適用対象外です。

- 第二の柱(ピラー2)

ピラー2はグローバルミニマム課税を指します。ピラー2は、売上高が7億5千万ユーロ(約280億バーツ、約1,170億円)を超える多国籍企業(MNEs)に適用され、下記記載内容を含む「GloBE」ルールに従って、多国籍企業が事業を行う国・地域ごとに15%の最低税率を適用するものです。

税率が15%未満の場合は、最終親会社所在国等にてグローバルミニマム課税(トップアップ税)が適用されます(所得合算ルール(以下、IIR))。いくつかの理由によりトップアップ税額にIIRを適用して残

余のトップアップ税額が存在する場合、軽課税国にある構成会社の税負担が最低税率になるよう他の構成会社の所在国で費用の損金算入を否認する制度(軽課税支払ルール(以下、UTPR))が適用されます。

デジタル課税ピラー2・グローバルミニマム課税における GloBE ルールに関して、下記リンクをご参照ください。

https://www.grantthornton.jp/globalassets/1.-member-firms/japan/pdfs/newsletter/international/international_202206.pdf

タイにおける状況

2023年3月7日、タイ政府は、BEPSピラー2の規則に従ってグローバルミニマム課税を徴収するための公式計画を大筋で承認しました。政府の承認を受けて、タイ歳入局(TRD)及びタイ投資委員会(BOI)は、以下の範囲を担当するよう政府により任命されました。

▶ タイ歳入局(TRD)

タイ歳入局は以下の事項について、関連法案を起草し、適切な概要を設定します。暫定的に2023年に審議し、2025年に発効させる予定です。

- ・ピラー2に従ってトップアップ税を徴収します。

(タイ歳入局によって草案作成中)

- ・徴収したトップアップ税から売上高の少なくとも50%、70%以下を国家競争力強化基金(National Competitiveness Enhancement Fund)に配分します。

(配分割合についてはTRDとBOIの間で協議中)

- ・トップアップ税納税者の情報をBOIに提出します。

▶ タイ投資委員会(BOI)

タイ投資委員会は、資金調達とタイの競争力を強化するために国家競争力強化基金法を改正します。

タイの競争力と長期投資を向上させるため、適格投資家へのBOI投資促進を推進します。また、グローバルミニマム課税の影響を緩和する措置を提供します。

ピラー2の特徴と今後に向けて

ピラー2はデジタル経済の税務上の課題に対処することを目的としていますが、対象範囲が広範囲に及んでいるため複雑なルールとなっています。多国籍企業グループのどの構成会社がグローバルミニマム課税を支払う義務があるかを把握し、また、その構成会社に課されるグローバルミニマム課税の配賦方法を決定する必要があります。

各国・地域にある資産や従業員の数を考慮するための調整の仕組みはありますが、ある国・地域に構成会社があることをもって、IIRやUTPRの適用が自動的に除外されることはありません。また、特定の業種については適用除外がありますが、非常に限定的です。

各国・地域でのトップアップ税を計算するには、OECDが規定したルールを遵守し、税務と会計の両方の概念を網羅する必要があります。

ピラー2に準拠した国・地域に持株会社を持ち、タイにて低税率の投資を行っている外資系多国籍企業は、企業・事業・財務の各構造を再検討する必要があります。また、現在享受しているBOI優遇措置がまだ税制上効率的であるか、あるいはピラー2による規制を考慮した改正が可能かどうかを判断するために、今後、BOIとの協議を検討していくことも考えられます。

2023年5月時点でのグローバル・ミニマム課税に対応するためのBOIの救済措置に関して、以下リンクをご参照ください。

<https://www.grantthornton.jp/pickup/newsletter/inter/202308/>

グラントソントンがどのように役立つか

弊社の税務専門家は、お客様のビジネスに適した必要書類、書式、専門的なアドバイスの指定・作成をお手伝いし、日タイ両国及び周辺各国におけるお客様のビジネスにとって適切な税務及び法的な解決策を確実に提供させていただきます。

お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailandでは、これらの分野において日系企業の皆様のサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

担当者



日本国公認会計士/ Director of Japanese Business Practice
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.
E.Tadashi.Kodaira@th.gt.com

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。